

令和8年度岩手県協調支援型特別資金貸付要綱

第1 目的

この制度は、国の全国統一制度である協調支援型特別保証制度が創設されたことを踏まえ、原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による県内の中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とする。

第2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第3 貸付対象者

県内に事業所を有する中小企業者であって、次の1又は2のいずれかに該当する者とする。

- 1 申込金融機関から本資金の融資実行と原則同時に本資金の融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること。
- 2 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

第4 貸付の条件

1 資金の用途

設備資金及び運転資金とする。

2 貸付限度額

1 中小企業者につき8,000万円以内とする。

3 貸付期間

10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）とする。ただし、一括返済の場合は1年以内とする。

4 貸付利率

貸出時点の利率は、貸付期間に応じ、次のとおりとする。

なお、貸付実行後に、貸付を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分を変動させるものとする（手形貸付の場合を除く）。

貸付期間 3年以内 年2.45%以内

貸付期間 3年超10年以内 年2.65%以内

5 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

6 信用保証

岩手県信用保証協会の協調支援型特別保証を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。

- (1) 第3の1に該当する中小企業者に対しては、次の表1及び表2に定める料率を適用し、各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助する。なお、適用する料率表については岩手県信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）に応じて決定し、申込日が令和8年4月1日から令和9

年3月31日までは表1、令和9年4月1日から令和10年3月31日までは表2をそれぞれ適用する。

(2) 第3の2に該当する中小企業者に対しては、次の表2に定める料率を適用し、補助区分欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。

なお、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条各号に定める事由に該当する場合は、表1及び表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

表1

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.90%	年1.75%	年1.55%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%
国 補 助	年0.63%	年0.58%	年0.51%	年0.45%	年0.38%	年0.33%	年0.26%	年0.20%	年0.15%
事業者負担	年1.27%	年1.17%	年1.04%	年0.90%	年0.77%	年0.67%	年0.54%	年0.40%	年0.30%

表2

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.90%	年1.75%	年1.55%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%
国 補 助	年0.47%	年0.43%	年0.38%	年0.33%	年0.28%	年0.25%	年0.20%	年0.15%	年0.11%
事業者負担	年1.43%	年1.32%	年1.17%	年1.02%	年0.87%	年0.75%	年0.60%	年0.45%	年0.34%

(注) CRD 評点：一般社団法人CRD協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

ただし、(1)及び(2)のいずれの場合も、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。

7 償還方法

一括返済又は分割返済による。ただし、一括返済の場合は1年以内の償還とする。

8 その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

第5 申込手続

貸付を受けようとする中小企業者は、次の書類を添付し、取扱金融機関にその所定の手続きにより申し込むものとする。

- 1 申込人資格要件申告書兼誓約書
- 2 経営行動計画書（第3の2に該当する中小企業者に限る。）

第6 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

第7 貸付の実施

貸付の決定を受けた中小企業者は、取扱金融機関の所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第8 融資実績の報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより、知事に融資実績を報告するものとする。

第9 取扱金融機関の責務及び報告並びにEBPMに伴う情報提供

第3の2に該当する中小企業者への貸付に当たっては、取扱金融機関は次の1～4の責務を負うものとする。

- 1 金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から経営状況等の報告を受けるものとする。
- 2 金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- 3 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、岩手県信用保証協会に対し、中小企業者の本資金の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。岩手県信用保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、保証申込時点のプロパー融資有無、本資金の融資実行後のプロパー融資実行有無、プロパー融資実行時点の本資金残高、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- 4 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対し、指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

第10 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた中小企業者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合